



外食業

特定技能必要書類 法人 認定・変更申請

■ 目次 ■

1. 特定技能VISAとは？
2. 特定技能VISAを取得するためには？
3. 登録支援機関と受入れ機関について
4. 特定技能VISA取得までに必要な期間は？
5. 必要書類は？

1. 特定技能VISAとは？

- 2019年4月1日より新設された在留資格。
以下14業種の産業分野において人手不足が深刻のため
「特定技能」での新たな外国人材の受け入れが可能となりました。

- ①介護 ②ビルクリーニング ③素形材産業 ④産業機械製造業
⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建設 ⑦造船・船用工業
⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩宿泊 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

- 注意点**
1. 特定技能1号は上記14分野で受け入れ可能。
 2. 特定技能2号に関しては（建設、造船・船用工業）のみ受け入れ可能

2. 特定技能VISAを取得するためには？

▪ 技能測定試験の合格

対象となる業種の一定の知識、技能を求められます。

試験日に満17歳以上であること（インドネシアは満18歳以上）や日本国内試験の場合には国籍の指定もあります。

▪ 日本語能力試験の合格

N4以上のレベルが必要。（基本的な日本語を理解できる程度）

技能実習2号を良好に修了した場合は免除されます。

介護分野の場合のみ、専門用語のための追加試験があります。

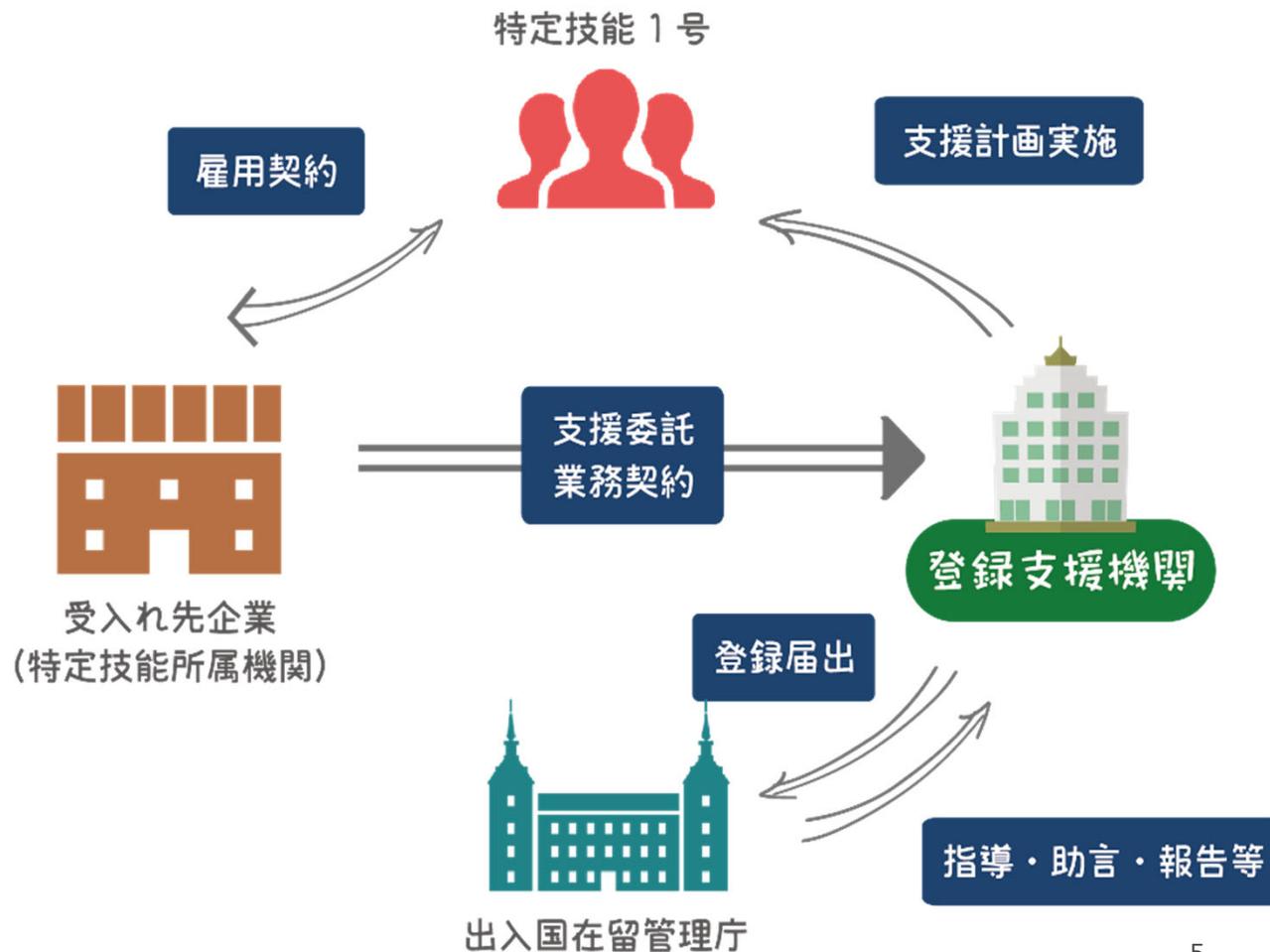
3.登録支援機関と受入れ機関について

登録支援機関とは

受入れ企業からの委託を受け
特定技能外国人支援計画の
すべての業務を行う者

受入れ機関とは

特定技能外国人を実際に受入れ
支援する企業など



受入れ機関の義務

- 受入れ機関は特定技能外国人を雇用する場合、業種別の協議会への加入義務がある
- 特定技能外国人に対し日本人と同等の給与を支払うこと
- 特定技能外国人が一時帰国を希望した際には休暇を取得させること
- 特定技能外国人が帰国旅費を負担できない場合には受入れ機関が負担する

などなど

登録支援機関になるためには

- 一定要件を満たした上で出入国在留管理庁長官の登録を得る必要があります。
→登録を受けた機関は法務省のHPに掲載されます。

登録支援機関の義務

- ①外国人への支援を適切に実施すること
- ②出入国在留管理庁への各種届出を行うこと

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがあります。

登録機関が行う支援一覧

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



4. 特定技能VISA取得までに必要な期間は？

・ 特定技能外国人が国内にいる場合

内定から就労まで 約2～3か月ほど。

審査が下り、入管からのハガキを持って行くと、在留カードを交付されるので在留カードを受け取ったその日から特定技能VISAとして就労が可能。

・ 海外にいる特定技能外国人の場合

3～4か月ほど。在留認定証明書を日本から現地に送り、

その書類をもって入国すると空港で在留カードが受け取れます。

5.必要書類は？

- **会社情報として必要な書類**

履歴事項全部証明書、役員全員の住民票、直近3年分の決算報告書、支援責任者当の履歴書など

- **労働保険関係書類**

労働保険料等納付証明書、労働保険概算保険料申告書の写し、申告書に対する領収書など
(直近2年分)

- **社会保険料、国税、住民税に関する書類**

健康保険、厚生年金保険料の領収証の写し(過去2年分)、税務署発行の納税証明書、
法人住民税の市町村発行の納税証明書など